

第27回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成28年8月26日（金）午後2時00分より
於：島原市有明庁舎3階大会議室

第 27 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 28 年 8 月 26 日 (金) 14 時 00 分
2. 閉会時間 平成 28 年 8 月 26 日 (金) 15 時 03 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 31 名
5. 欠席委員者の数 0 名
6. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可処分の取消願について
 - 第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (耕作権設定) の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 5 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 6 号議案 非農地証明願について
 - 第 7 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について
 - 第 8 号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画 (案) について
7. 報告事項
 - 報告第 1 号 合意解約通知書について

午後 2 時 00 分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第27回島原市農業委員会の総会を開催します。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番　・・・・・・　委員、・・・番　・・・・・・　委員を指名します。

議長

第1号議案　農地法第3条（所有権移転）の規定による許可処分の取消願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案　農地法第3条（所有権移転）の規定による許可処分の取消願いの1番について説明します。

農地法第3条の規定による許可につきましては、平成・年・月・日付け、H・有農委第・号で許可しておりましたが、譲渡人の、・・・・・・さんの相続人である、・・・・・・さんと、譲受人の、・・・・・・さんの双方の合意による、取り消しをおこないたいとの申請です。

議長

只今、説明がありました。第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番については許可を取り消すことに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案　農地法第3条の規定による許可処分の取消願いの1番については許可を取り消すことに決定します。

次に、第2号議案　農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案　農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の賃貸人は、・・・・・・さん、借入人は、・・・・・・さんです。

畑4筆2，500平方メートルを賃貸借するための申請です。

取得後の耕作面積は4，421平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、動噴1台、軽トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、・・・番　・・・・・・　委員。

現地調査員

第2号議案　農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で40年の農作業歴があります。

母と2人で農業を営んでおり、ミカン、じゃがいも、さつまいもを作付し、通作距離は自宅から2キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2議案　農地法第3条(耕作権設定)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第3号議案　農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請1番から5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案　農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から5番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑3筆1, 058. 69平方メートルを親子間で贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は5, 479. 69平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、動噴1台、軽トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑4筆544平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は26, 237平方メートルで、農機具は、トラクター1台、防除機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

田1筆942平方メートル、畑1筆509平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は29, 382. 72平方メートルで、農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、運搬車1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑549平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は5, 504平方メートルで、農機具は、管理機1台、トラクター1台、軽トラック2台、マルチャー1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、5番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑5筆2, 385平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は15, 973平方メートルで、農機具は、バインダー1台、トラクター1台、動噴1台、軽トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、・・・番　・・・　委員。

現地調査員

第3号議案　農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で40年の農作業歴があります。

母と2人で農業を営んでおり、ミカン、じゃがいも、さつまいもを作付し、通作距離は自宅から100メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

次に2番について、・・・番　・・・　委員。

現地調査員

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、兼業農家で24年の農作業暦があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻、にんじん、ハクサイ、レタスを作付し、通作距離は自宅から2キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に3番について、・・番・・・・・・ 委員。

現地調査員

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で45年の農作業暦があります。

子、子の妻の3人で農業を営んでおり、水稻、にんじん、ハクサイ、レタスを作付し、通作距離は自宅から1,500メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に4番について、・・番・・・・・・ 委員。

現地調査員

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の譲受人は、兼業農家で10年の農作業暦があります。

父と母の3人で農業を営んでおり、ダイコン、にんじんを作付し、通作距離は自宅から500メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（廣瀬 光徳 会長）

次に5番について、・・番・・・・・・ 委員。

現地調査員

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の譲受人は、農家で41年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、ダイコン、にんじんを作付し、通作距離は自宅から1,500メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番から5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番から5番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から5番は許可することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地246平方メートルを、申請人所有地への進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は申請者の宅地、東側は申請者の農地、南側は道路、西側は里道を挟んで農地となっております。

雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請1番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は……の……さん、譲受人は……の……さんで、申請地324.73平方メートルを譲り受け、経営している飲食店の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 …… 委員

現地調査員

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は……の一角にあり、南側及び東側は道路を挟んで宅地、北側は農地、西側は宅地となっております。

雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は……の……さん、譲受人は……の……さんで、申請地953平方メートルを譲り受け、木造平屋建て農舎1棟及び木造平屋建て農業従事者用借家1棟を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 …… 委員

現地調査員

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は……の一角にあり、北側は譲渡人の山林、西側は譲渡人の農地、東側は里道を挟んで農地、南側は道路となっております。

雨水は自然流下し道路側溝へ、汚水および生活雑排水は合併浄化槽を經由し道路側溝へ流すとなっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第5号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の賃貸人は・・・の・・・さん、借入人は・・・の・・・さんで、申請地1,319平方メートルを借り受け、太陽光発電施設(648.22平方メートル、99.00kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は賃貸人の宅地及び山林、西側及び南側は賃貸人の農地、東側は道路となっております。

雨水は溜桝を經由して道路側溝へ流すとなっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありました、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第6号議案 非農地証明願ひの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 非農地証明願ひの1番について説明します。

1番の申出人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地は平成・年・月・日から住宅用地の一部として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願ひします。

・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第6号議案 非農地証明願ひの1番について報告します。

1番の申請地は・・・・・・の一角にあり、周囲は全て宅地となっております。

現地を見ますと、申請人の住宅と一体に利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありました、第6号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第6号議案 非農地証明願いの2番について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申出人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地は平成・年・月・日から住宅用地の一部として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第6号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・・・・の一角にあり、周囲は全て宅地となっております。

現地を見ますと、申請人の住宅と一体に利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありました、第6号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

これは家が建っているのですか。

事務局

非農地証明の2番の・・・・・・さんについては、住宅の物置の一部が入っているという形になっております。

・・・番（・・・・・・ 委員）

物置ということは家ということですね。

農地に無許可で家を建てたということになるわけですね。

事務局

農地に家を建てるということは、違反転用になるわけですが、さきほど事務局で説明したように、平成・年・月に住宅の一部として利用されているということで、経過として20年以上経っているということで、非農地証明を交付できるのではないかとということで、今回申請されている。

・・・番（・・・・・・ 委員）

20年経ったら非農地証明がだせるということが理解できなかったもので、そのへんを質問した。

事務局

県の事務指針には20年経過していれば、証明できると今年の3月までは処理されていましたが、今年の4月1日からは、事務指針が一部変更されまして、このような場合は違反転用処理ということで許可をだすことになりました。

ただ、島原市農業委員会では、20年経過していれば、非農地証明していた。それが今年の4月から急に違反転用ということで処理をすることになると、いままでの経過が違うということで、20年経過している分については、今までと同じ取り扱いをしようということで、今年の4月の総会で決めていただきました。

皆さんがそれではおかしいということであれば、事務指針の中には顛末書を付けて許可ができる案件については、許可ができる。

ただし、顛末書を付けて転用申請をだしていただく。

非農地処理ではなくて、顛末書を付けて転用申請をしていただく、許可ができる地域とはなっているのですが。顛末書を付けて転用申請をだしていただいて審議することになっているのですが、どちらの処理方法がいいか、転用申請で処理するということになれば、今から先の分については転用申請で申請していただくこととなります。20年過ぎたらいいよというのは確かにおかしいのですが、27年度まではその方針で行っていたので、急に代わるのはおかしいのではないかとということで、引き続き同じ取り扱いをしております。しかし、皆さんがそれではおかしいということであれば、顛末書

を付けて転用申請をだしていただくように変更していかなければいけないと思います。

・・・番（・・・・・・ 委員）

農地に無許可で建てている、完全に違反転用がまかり通ればだれでもそうするのではないですか。ただ、税法上はどうなっているのか、農地と宅地では税額が20倍から25倍以上違うと思います。税法上の取扱はどうなっているのか。

事務局

申請地については、現時点では宅地で課税されておりました。宅地課税がいつからかは把握しておりません。

・・・番（・・・・・・ 委員）

3年前から宅地課税なのか、20年前から宅地課税なのか、いつから宅地課税なのか調べられるのか。

また、20年前から宅地になっていたのなら、20年前にさかのぼって課税できるのか。

事務局

20年前から宅地課税なのかは、税務課に確認しないとわからないので、回答できない。

それと、20年前にさかのぼって課税できるのかについては、時効がありますので、20年前にさかのぼっての課税はできないと思います。さかのぼれるのは、3年か5年だと思います。

・・・番（・・・・・・ 委員）

非農地証明を出されたということは、農地ではなくなっているわけですね。

地目を宅地に変えないと登記ができないのでしょうか。私たちは、非農地証明を審議していますが、証明されたら法務局で地目変更するように指導する。農業委員会は、農地ではない証明をするだけでしょうから。

また、転用申請についても許可が下りたらすぐに工事を始めるよう指導していかなければいけないと思う。許可はあったけれどもなかなか着工しないというものもあるみたいなので、もう少し厳しく指導してもらいたい。

事務局

前回の総会で説明しましたが、許可後3ヶ月以内に着工し、1年以内に完成するように基本的にはなっています。

1年以内に完成していない分については、申請者に今後の計画を確認していくようにしております。

非農地証明で申請があるほとんどが、台帳地目が農地になっているもので、現況は宅地課税、雑種地課税、山林課税されているものが多いと思います。

ですから、台帳地目が農地だと、法務局が農地の取得ができる方しか登記できなくなりますので、非農地証明で台帳地目を変えて、所有権移転をするための非農地証明だと思います。

・・・番（・・・・・・ 委員）

転用申請の許可後に着工等をしない場合は、許可の取消しもあることを指導すべきではないですか。許可は下りた、着工はしないでは。農業委員会に決定権があるのですから。

事務局

非農地証明の取扱については、再度、来月の総会で基本的な形をお示しして検討していただきたいと思います。

それと、許可の取消しについては、出来るのはできるのですが、ハードルは高いと思います。現在は、申請者に今後の計画を確認して、実施するよう指導しております。

（「この件は、どうするのか」という発声）

・・・番（・・・・・・ 委員）

税務課では、家が建てば地目変更がなくても、宅地課税をしているようです。その時、宅地に地目変更の指導はできないのか、私は山林に農舎を建てたのですが税務課で宅地課税されました。税務課で宅地課税をするのはいいのですが、その時、税務課で宅地課税をするときに宅地に地目変更の指導はできないのか、疑問があったのです。その点は、どういう取り扱いになっているのか。

事務局

税務課ではないので、正しいかわからないのですが、農業委員会の農地であるかの判断基準も現況で判断しなさいとあります、税の方も現況の地目で課税しなさいというのがありますので、地目変更をしなさいと税務課が指導しているかはわかりませんが、課税自体は現況で課税しなさいとなっていますので税務課も宅地になれば宅地で課税をしていると思っております。

・・・番（・・・・・・ 委員）

今の局長の説明では、農業委員会と、家の建っているのを確認にいった税務課との連携が取れていないとの証なのですね。連携を取って地目はどうなっているかの確認をしていけば、その時点で整理ができていないはずですね、そのへんの連携が取れていないと受け取るわけですね。

今後は、税務課が家の確認に行ったときに土地の分も農業委員会とのやり取りをしながらいってもらえばこういうことは解消できるのではないかと思いますので、今後は、十分頭の中に入れておいて、整理してもらいたい。

事務局

税務課と農地については税務課からデーターをいただいて突合をして、違う所は現地を確認しており、転用申請、非農地については税務課にデーターを渡しておりますが、出来てないところもありますので、今後確認の強化をしていきたいと考えております。

・・・番（・・・・・・ 委員）

今回、出来ていなかったのですね、その一例になる、出来ていたら整理できているはずだから、出来ていないから、今回みたいに宅地として使われているわけですから、きちんとしておかないと農業委員会は農地を守る立場なのですから、こういう意見がでて当然なのですから。

事務局

今後、徹底していきます。

議長

ほかにありませんか。

今回の処理は、どのようにしますか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

今回は、明らかに非農地となっており、現地調査員も非農地と判断していますので、顛末書の添付をさせて、処理させればと思います。

議長

ほかにありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案の2番は顛末書を添付させ非農地証明書を交付するという事によろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第6号議案 非農地証明願いの3番について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

3番の申出人は・・・・・・さんの相続人であります・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地は昭和年月日不詳頃から耕作されておらず、西側の一部は道路敷き、東側の一部は隣接地と一体に宅地となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第6号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

3番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側、東側及び南側は宅地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、西側の一部は道路敷き、東側の一部は隣接地と一体に宅地となっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第6号議案 非農地証明願いの4番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 非農地証明願いの4番について説明します。

4番の申出人は・・・・・・さんの相続財産管理人であります・・・・・・の・・・・・・
さんで、申請地は昭和50年月日不詳頃から雑木が生い茂っております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第6号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

4番の申請地は・・・・の一角にあり、北側は宅地及び農地、東側は農地、南側は道路、西側は里道を挟んで山林及び農地となっております。

現地を見ますと、雑木が生い茂っており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案の4番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第6号議案 非農地証明願いの5番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 非農地証明願いの5番について説明します。

5番の申出人は・・・・の・・・・・・さんで、申請地は平成1年月日不詳頃から隣接の住宅用地と一体に使用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 委員

現地調査員

第6号議案 非農地証明願いの5番について報告します。

内容は、先ほどの2番と同じような感じです。

5番の申請地は. . . の一角にあり、北側及び西側は申請者の宅地、東側は申請者の農地、南側は道路となっております。

現地を見ますと、申請人の住宅と一体に利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

・番 (. 委員)

これも、2番と変わらず宅地の一部が入り込んでいますので、先ほどの2番と同じ顛末書の添付が必要ではないか。

事務局

・委員から指摘がありましたが、今回の非農地証明の1番、2番、5番については同じ取り扱いをさせてもらっていいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ほかにありませんか。

第6号議案の5番も先ほどの2番と同じ顛末書を添付させ非農地証明書を交付するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案の5番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第7号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集8ページから11ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 7件 22筆 15,877.00㎡

耕作権の再設定 10件 16筆 12,461.40㎡

合計 17件 38筆 28,338.40㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集12ページに記載のとおりで、1件 2筆 1,285.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第7号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

次に、第8号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番・・・・・・委員の退場を求めます。

（・・・・・・委員 退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第8号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の提出があり、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取するようになっております。

機構が中間保有することの審査決定を受けた後に、機構が貸し付ける担い手として適当かどうかの意見を聴取してもらえば、総会日に農用地利用集積計画（案）の審査決定と配分計画（案）の意見聴取を同日日の会で良いとなっております。

議案集の13ページをご覧ください。

・・・・・・の・・・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は72,953㎡、農機具はトラクター3台、トラック2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・父・母の4名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に・・・・・・の・・・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は25,757.9㎡、農機具はトラクター1台、トラック1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・父の3名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に・・・・・・の・・・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は29,292㎡、農機具はトラクター1台、トラック3台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子・子の妻の4名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第8号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

・・番・・・・・・ 委員の入場を求めます。

（・・・・・・ 委員 入場）

議長

・・委員に関する案件も含め、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）は異議なしと認め、問題なしということで市に回答することに決定しましたので報告します。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集14ページに記載のとおりで、1件 1筆 1,661.00㎡の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、以上で第27回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第27回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後3時3分